

## 4-6 つくば市不登校児童生徒学習支援事業業務委託公募型プロポーザル実施要領

この要領は、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により、「4-6 つくば市不登校児童生徒学習支援事業業務委託」（以下「本業務」という。）事業者を選定する手続について、必要な事項を定める。

本業務は、価格のみでなく事業者の業務実績、専門性、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結するため、プロポーザルにより契約の相手方となる候補者を特定するものとする。

### 1 業務の趣旨

不登校児童生徒への支援は、文部科学省の「不登校児童生徒への支援の在り方について」（令和元年10月25日文科初第698号通知）により、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的自立を目指す必要があるとされている。

本事業は、不登校児童生徒に対し、集団ではなく、個に応じた様々な学習機会の提供及びオンラインによる支援等、これまで行った実証で得た知見を活用し、つくば市（以下、「市」という。）が専門的知見を持つ民間事業者（以下、「事業者」という。）に業務を委託し、不登校児童生徒の社会的自立へ向けた進路の選択肢を広げる支援を行うことを目的とする。

### 2 業務概要

#### (1) 委託業務名

4-6 つくば市不登校児童生徒学習支援事業業務委託

#### (2) 履行場所

つくば市産業振興センター1階

茨城県つくば市吾妻二丁目5番地1

詳細については、別紙1「施設平面図」を参照

ただし、委託期間内に甲が指定する実施場所に変更する可能性がある。

#### (3) 履行期限

令和4年（2022年）4月1日から令和7年（2025年）3月31日

実施時間は、午前9時30分から午後3時までの週4日とする。

学校休業期間中の取扱いについては、別途、市と協議すること。

(4) 対象者及び定員

市に居住する小学生・中学生とし、定員は概ね 40 名とする。

(5) 業務内容

別紙「4－6 つくば市不登校児童生徒学習支援事業業務委託仕様書」のとおり

3 提案（見積）限度額

(1) 12 カ月で、21,450,000 円（消費税及び地方消費税額を含む）を上限とする。

4 参加資格要件

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しないこと。

(2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定に基づくつくば市の入札参加の制限を受けていないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条 2 号に規定する暴力団でなく、かつ、その役員が茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等でないこと。

(4) 契約締結の日までの間において、茨城県建設工事等請負業者指名停止措置要領（平成 6 年 7 月 14 日付け監第 692 号）、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準又はつくば市入札参加指名停止等措置要綱（平成 6 年つくば市告示第 15 号）に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。

(5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしていないこと。ただし、申立てをしている場合であっても、更生手続開始決定後又は再生手続開始決定後につくば市が一般競争入札参加資格の再認定をしたときは、この限りでない。

(6) 市税、都道府県税、所得税、法人税及び消費税について未納がないこと。

(7) 別紙仕様書で定める本業務の遂行に必要な知識と経験を有する法人その他団体で、本業務を実施するに当たり必要な体制の構築が可能であり、学習支援等の事業について、1 年以上の運営実績を有すること。

## 5 参加申込書の提出

### (1) 提出書類

- ア 参加意向表明書（様式1）
- イ 不登校児童生徒学習支援事業の運営実績を確認できるもの
- ウ 法人及び団体の概要がわかるもの
- エ 組織及び運営に関する事項を定めた会則、規約等及び役員名簿（法人の場合を除く。）
- オ 法人の登記事項証明書（写し可、法人の場合に限る。）
- カ 直近の市区町村税、都道府県民税、所得税、法人税及び消費税の納税証明書（3か月以内に発効されたもの、写し可。）

### (2) 提出部数

正本1部、副本1部の合計2部提出すること。

### (3) 提出期間

令和3年11月16日（火）から令和3年11月26日（金）まで  
（ただし、受付時間は、土曜日及び日曜日を除く、平日9時から17時までとする。）

### (4) 提出方法

持参又は郵送（配達証明付書留郵便による郵送に限る。ただし、提出期間内必着とする。）により提出すること。

### (5) 提出先

つくば市教育局学び推進課

## 6 参加申込書の審査及び結果の通知

参加申込書の審査を行い、審査結果を申込者全員に対して、令和3年11月30日（火）までに参加資格審査結果通知書により通知する。参加資格を満たしていないと判断された者に対しては、その理由を付して通知する。通知内容の異議申立ては受け付けない。

## 7 企画提案書の提出

### (1) 提出書類

- ア 企画提案書（様式2）

様式2に併せて、事業の実施方針（任意様式）を作成すること。実施方針では、以下の項目について提案し、その他、新たな提案やアピールしたい点があれば、追加で具体的に記載すること。

- (ア) 不登校児童生徒の学習支援業務に対する考え
- (イ) 不登校児童生徒に対する考え
- (ウ) これまで培った知識や経験の活用
- (エ) 業務の運営体制
- (オ) 新たな学習支援
- イ 見積書（様式3）
- ウ 工程表（任意様式）

本事業に関する工程計画について、具体的に記載すること。

(2) 提出部数

正本1部、副本9部の合計10部提出すること。

(3) 提出期間

令和3年12月1日（水）から令和3年12月20日（月）まで  
（ただし、受付期間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く、平日の9時から17時までとする。）

(4) 提出方法

持参又は郵送（配達証明付書留郵便による郵送に限る。ただし、提出期間内必着とする。）により提出すること。

(5) 留意事項

提出書類はA4判縦とする。ただし、図表等については、必要に応じてA3判折込み（縦横の定め無し。）も可とする。枚数や文字のサイズは自由とする。

(6) 提出先

つくば市教育局学び推進課

## 8 審査方法

(1) 選定委員会の設置

透明性及び公平性を確保し、適正に事業者を選定するため、4～6つくば市不登校児童生徒学習支援事業業務委託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、企画提案書の審査及び評価を実施し、本業務の履行に最も適した候補者を選定する。

## (2) 審査

ア 企画提案書等による審査及びプレゼンテーションを実施し、総合的に評価し選定する。

イ 出席者は3名以内とし、本業務を担当する責任者1名は必ず出席すること。

ウ 実施時間は、1提案者につき30分以内（プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分以内）とする。なお、応募者多数の場合には、実施時間を変更する場合がある。

エ 審査は企画提案書について行うこととし、追加資料の提出は認めない。

オ 審査は、非公開とする。

## (3) 審査の基準

提出された企画提案書は、次の項目により評価を行う。

審査項目	審査の視点
運営実績・実施体制評価 【20点】	<ul style="list-style-type: none"><li>・不登校児童生徒学習支援事業の運営実績に応じた評価</li><li>・人員配置、個人情報に対する配慮</li><li>・危機管理体制の整備</li></ul>
業務遂行力評価 【70点】	<ul style="list-style-type: none"><li>・不登校児童生徒学習支援業務に対する考え</li><li>・対象者に対する思慮、正しい理解</li><li>・業務の運営体制</li><li>・開所前後のスケジュール</li><li>・これまでの実績で培った知識や経験の活用</li><li>・新たな学習支援の内容</li><li>・その他の提案</li></ul>
プレゼンテーション【5点】	<ul style="list-style-type: none"><li>・担当者の取組意欲</li><li>・質問に対する応答</li></ul>
金額評価【5点】	<ul style="list-style-type: none"><li>・提案金額の妥当性と提案内容の整合性</li></ul>

## (4) 審査結果による選定

企画提案書提出者の中から、審査及び評価に基づき1者を選定する。

## (5) 審査結果の通知

審査結果は、全ての参加者に対して、文書により通知する。

## (6) 審査結果の公表

審査結果については、事業候補者名等を市ホームページで公表する。

## 9 受託候補者との協議・契約

選定された受託候補者と本市との間で委託条件等に関する協議を行い、最終的な仕様書を作成し、事業委託に係る契約を締結する。

なお、受託候補者と本市との協議が整わない場合、又は受託候補者が委託事業を遂行することが困難となる場合は、原則として次点の受託候補者と協議を行う。

また、受託の辞退等により本市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合がある。

## 10 質問方法等

### (1) 受付期間

#### ア 参加資格に関する質問

令和3年11月16日（火）9時から令和3年11月18日（木）12時まで

#### イ 企画提案に関する質問

令和3年12月1日（水）9時から令和3年12月10日（金）12時まで

### (2) 提出方法

電子メールにて、質問書（様式4）を以下のアドレスに提出することとし、電子メール以外による質問には応じないものとする。なお、電子メール送信後は電話で到着の確認を行うこと。

また、電子メールの件名は「令和3年度（2021年度）つくば市不登校児童生徒学習支援事業公募に関する質問」とし、文面には事業者名並びに担当者の所属、氏名及び連絡先（電子メールアドレス、電話番号等）を明記すること。

電子メールアドレス：edc020@city.tsukuba.lg.jp

### (3) 回答方法

質問があった場合には、下記の期日までにメールで回答するとともに市ホームページに掲載する。

ア 参加資格に関する質問 令和3年11月25日（木）目途

イ 企画提案に関する質問 令和3年12月16日（木）目途

## 11 日程

実施内容	実施期日
公募要領等の公表	令和3年11月16日(火)
参加申込書の受付	令和3年11月16日(火)～令和3年11月26日(金)
参加申込に関する質疑受付	令和3年11月16日(火)～令和3年11月18日(木)
参加申込に関する質疑回答	令和3年11月25日(木)目途
参加資格審査結果の通知	令和3年11月30日(火)
企画提案書の受付	令和3年12月1日(水)～令和3年12月20日(月)
企画提案に関する質疑受付	令和3年12月1日(水)～令和3年12月10日(金)
企画提案に関する質疑回答	令和3年12月16日(木)目途
候補者選定委員会の開催	令和3年12月23日(木)(予定)
審査結果の通知	令和4年1月中旬(予定)
契約締結	令和4年1月下旬(予定)

## 12 失格事項

次の各号いずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 企画提案書が提出期間に提出されなかった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 選定委員会による審査に出席しなかった場合

## 13 その他の留意事項

- (1) 提案者が1者のみの場合においても、審査を行うものとする。
- (2) 選定結果について、異議申立ては一切受け付けない。
- (3) 提出書類の作成、提出及び選定委員会の参加に係る費用は、提案者の負担とする。
- (4) 提出書類の提出期限以降の差し替え及び再提出は認めない。
- (5) 提出書類は、選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (6) 提出書類は、返却しない。提出書類に係る情報公開請求があった場合は、つくば市情報公開条例（平成10年つくば市条例第20号）の規定による。

14 担当部署（問合せ先）

つくば市教育局学び推進課

住所：〒305-8555 つくば市研究学園一丁目1番地1

電話：029-883-1111（内線4723）

電子メールアドレス：[edc020@city.tsukuba.lg.jp](mailto:edc020@city.tsukuba.lg.jp)